



Title	北海道における地主形成の前提（続々）
Author(s)	杉上, 忠幸; SUGIUE, Tadayuki
Citation	北海道大学農経論叢, 17, 11-36
Issue Date	1961-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10794">https://hdl.handle.net/2115/10794</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	17_p11-36.pdf



# 北海道における地主制形成の前提（続々）

杉 上 忠 幸

## 目 次

- 一 はしがき
- 二 価格形式の在り方と商業的農業
- 三 商業的農業における経済外強制
- 四 北海道農業における価格形成
- 五 北海道農業における経済外強制
- 六 むす び

## 一 はしがき

私は前稿<sup>(1)</sup>において、地主制成立の物質的基盤である小作料の源泉は、北海道では原生的地力と農家所得中の労賃部分及び賃銀収入を含む雑収入部分であったことを指摘した。

(1) 拙稿「北海道における地主制形成の前提（続）」北大「農経論叢」第十六集

従つて、小作料の源泉がなぜそれらでなければならなかつたか、また小作料はいかなる力によつてそれらから搾出されたかが更にすすんで明らかにされねばならない。本稿の課題もまさにここにおかれている。このことによつて前稿及び前々稿<sup>(2)</sup>において検討された北海道

の農民的商品生産の性格もより明確になるだろうし、また小作料が地主の直接の物的基盤であるという意味において北海道における地主制成立の前提条件を説明することにもなる。

(2) 拙稿「北海道における地主制形成の前提」北大「農経論叢」第十五集

本稿で地主制というのは、勿論その論理がいわゆる寄生地主制に典型的に見出されるものである。かかる地主制はなによりもまず商業的農業の一定の発展段階に対応している。北海道の場合について、このことは前稿及び前々稿で農民的商品生産の展開を通して詳細に検討してきたところである。しかしそれが農民的商品生産であれ、あるいは地主層によつて先導されたものであれ、その性格は資本制農業及び分割地所有における商品生産と対比されることによつてはじめて明確にされるものである。

## 二 価格形成の在り方と商業的農業

確かに、商業的農業の発展につれて、有利な地位にある農民には「あるていどの財産を集めて、自分自身を将来の資本家に転化する可能性が発展する」<sup>(3)</sup>。しかし、資本制生産が農業を制握するには、それが生産とブルジョア社会との一切の部面を支配していること、すなわち諸資本の自由競争、一生産部面から他の生産部面への諸資本の移転可能性、平均利潤の均等高さなどが、完全に成熟して存在することが前提されねばならず、そしてそれに基づいて次第に農業に成長する資本による農民からの土地収奪と資本のもとへの農民の従属とが行はれてゆくことが必要である。<sup>(5)</sup>

(3) 「資本論」向坂訳(一) P三二二

(4) 同 右 P五参照

(5) 同 右 P六参照

このことから明らかなように、商業的農業の資本制生産への成長は、農村の外部における資本主義的生産の一般的発展によつて条件づけられているものであるが、かかる条件は直接には農業に高度に発展した商業的農業を惹き起す槓杆なのである。すなわち、農産物を原料とする工業の興隆と都市の非農業人口の増大は、商業的農業の著しい発達をもたらすのである。従つて、農業における資本制生産の

成立には「農産物の商品化の著しく発展した状態……を必要とするものである。」<sup>(7)</sup>そして、そこには農産物価格の著しい高騰がある。それこそが、資本を農業へ誘引する力であつたし、またそうでなければならなかつたからである。そのことは資本制農業が十六世紀のイギリスにおけるように、当時の貨幣の累進的価値の減少のような有利な事情によつて促進される場合には、特に急速に成長することからも明らかである。

(6)、(8)「資本論」前掲P三一二参照

(7)宇野弘蔵「農業問題序論」P一〇八

そして、資本制生産が農業に入り込むには一度に一般的にはなく、特殊の諸生産部門において、それが漸時的に行われる。資本主義の発展が最も順調であつたイギリスでは資本制生産がまず捉えたのは、本来の農業ではなく、牧畜、ことに牧羊のような生産部門であつた。そして、ここでは農業生産物としての羊毛の価格の著しい高騰がみられた。すなわち羊毛は、工業の興隆に際して最初の生産価格を超える市場価格の不断の超過分を与え、後に至つてようやくこれが均等化される。十六世紀のイギリスではそうだつた<sup>(8)</sup>のである。そしてまた資本制生産が農耕部門を捉えた時には、その「土地生産物の価格は、十七世紀の最後の三分の一期にイギリスで疑いもなくそうだつたように、生産価格より高かつた」<sup>(9)</sup>のである。農業における資本制生産の発生に際して見られるこの農産物価格の著しい高騰は資本制生産が農業に確立され、農業における改良及び生産費の低減が現われるに至れば、「十八世紀の前半にイギリスでそうだつたように、土地生産物の価格の低下という反動によつて相殺されるであらう」<sup>(10)</sup>が、しかし農産物価格は、結局、生産価格に収斂せねばならぬのである。資本制農業では農業労働は賃労働として資本に従属し、資本はなによりもまず他の資本と同様に平均利潤を獲得せねばならぬのであり、従つて土地生産物は、すべての他の商品と同じくその生産価格で売られねばならぬ<sup>(11)</sup>からである。かくして資本制生産が農業に行われ

るには少くとも農産物価格が生産価格でありうるような商業的農業の展開が必要であり、かかる商業的農業は少くとも農産物価格の著しい高騰の一時期を経過しているのである。

(9)、(10)、(11)「資本論」前掲P三一六―七参照

(12)「資本論」前掲P四八参照

これに対して分割地所有のもとの商業的農業には資本制農業におけるような生産価格の成立はみられない。ここでは農業労働は賃労働として存在していないし、生産手段も賃労働に対立する資本ではない。農業は企業であるよりも、むしろ生業である。従つてここでの農産物価格は一方において正常な資本制生産におけるとは異なり生産物の価値なり生産価格なりまでに上昇することは、必要ではないものであり、他方において生産物の価格が農民に賃労働部分を保証する限り、彼は彼の土地を耕作するであらうし、そしてまた往々に労働賃銀の肉体的最低限に達するまでそうするであらう価格である<sup>(13)</sup>。つまりこの価格の必要かつ不可欠な要素は本来の費用部分と肉体的最低限度における労賃部分だといふことができる。ただ、資本制生産における生産価格の場合のように、価格の構成要素としてのそれらの範疇化が完成されていないし、また価格がこの必要かつ不可欠の要素だけである場合はむしろ稀で、それを上回るのが普通であるといふだけのことである。地主制においても、これらのことは分割地所有におけるほどはつきりと成熟してはいないし、おおむねに価格も低いが本質的には変りない。農業が農民にとつて企業であるよりも、本来、生業であるという点は分割地所有のものとの農業と変りはないし、また互に相対立する賃労働と資本が存在しない点でも変るところはない。しかも地主制は本来、分割地所有制に先行する社会的形態でさえあるから、商業的農業が展開される条件は分割地所有におけるよりも成熟してはいないし、まして、資本制農業の成立が一時的に経過しなればならぬような著しい農産物価格の騰貴をもたらす条件が成熟するはずもない。

(13) 「資本論」前掲P三二四参照

(14) 「資本論」前掲P三二一参照

例えば、十五、六世紀の地主制成立期におけるイギリス農業にはまだ労働用具の顕著な発達や、村全体の農業慣行に支配されない自由な経営の成長は現われない。そこには、まだ開放耕地制度が存在し、農業はその枠内において経営方式を少しずつ変えはじめたのである。すなわち、農業は村の慣行に従い、村全体の共同で家畜飼料を増産し、それによつて共同で施肥を行い、かくして、穀物生産ないしは特産物の生産量を増大するという方向に発展していったのである<sup>(15)</sup>。ここでは農業は開放耕地制の枠からぬけきつてはいないし、商業的農業が高度に展開される条件はまだ十分には成熟してはいない。まして、資本制農業の成立期に一時的にみられるような農産物価格の著しい騰貴をもたらす条件が成熟する余地はない。むしろ、地主制の成立には商業的農業の衰退と農産物価格の相対的下落が現われる場合さ

えあるのである。

一わが国畿内の地主制成立では生産資材の価格に対する農産物価格の相対的下落がそのきめ手として現われている。すなわち畿内棉作地帯における幕末の棉作農業の衰退と、それにもとづく土地の喪失・集中の契機は生産物価格の生産材価格に比しての相対的低廉性と、その差の一層の拡大とによつて、商品流通に入りこんだ棉作が、その有利性を喪失したことに求められる。そして「この缺状の価格差は幕末の価格政策、それに応じた商業組織の特権的性格の反映として理解される」のである。そして肥料価格と棉・菜種価格のかかる動向の差異が農民の中から発生した在地商人をして新しい生産様式で生産者として成長してゆくよりは自ら年貢に転化すべき部分の取得者となつてゆく動きに拍車をかけたのである。資本制農業の成立には農産物価格の著しい騰貴があるのと対称的にここではその相対的低落がすべてのきめ手でさえある。

(例)吉岡昭彦「地主制の形成」P八五参照

(例)古島敏雄・永原慶二「商品生産と寄生地主制」P二〇九

(例)古島・永原 前掲書 P一一参照

分割地所有における農産物価格は、資本制農業における場合と同様に、最劣等地の農産物に対して成立する価格において把握されねばならない。この分割地所有では、現実には農民にとつて土地価格が生産費の一要素として入るのであつて、いわゆる資本化された地代にほかならない土地価格が一つの前提された要素なのである。従つて分割地所有ではいわゆる地代、換言すれば費用を超えた利潤で（土地の豊度及び位置に関係なく）最劣等地にも存在するように見えるが、まさに、この分割地所有においてこそ最劣等地には利潤は生じないし、従つてなんらの地代も支払わないということを明確に把握しなければならぬのである。だから本来、分割地所有のもとでは最劣等地の価格はいわゆる本来の費用部分と農民の労賃相当分との合計に一致しなければならぬのである。

一方、より優良な各々の土地で生産される農産物の生産費は最劣等地の価格に生産費よりそれぞれ小さいので、その差額が各々の優良地の地代になる。従つてここでは明らかにより優良な各々の土地には資本制農業におけると同様に差額地代が存在せねばならない。しかし、分割地所有では、現実の借地料は農産物の価格騰貴によつて農民が利潤を取得しうる場合には、往々にして、本来の差額地代である

だけではなく、農民に帰属すべきこの利潤の一部を含み、また更に農民の労賃相当分にまで喰い込んでいくし、そして農民の取得すべき利潤が発生しないほどの水準に農産物価格がある場合には、ただちに、農民の労賃相当部分の一部をすら吸収することがある。かかる借地料の騰貴は小農地の取得をめぐる農民の競争によつて惹き起される。つまり、分割地所有においては次のことが起りうる。

ここでは、生産価格の水準に達しない低廉な農産物の価格形成が農民の小地片の農地に対する供給を超える需要を作りだす。小農民には価格の低さを販売量の増加によつて補う傾向があり、それが小さな農地片に対する農民の需要を増大させるからである。だがそこでは貸付可能な貨幣資本の形成は弱く、信用の一般法則があてはまらないので、土地価格は貸付利率の動きからはなれて、たとえそれが相対的に高くても上昇する。ここでは、農民が土地を高く買ったか、特別の事情で安く買ったか、または無償で贈与されたかは、差額地代としての本来の地代をなら変えるものでなく、ただそれが彼には高い利子であつたか、低い利子であつたか、それとも非利子であつたかを変えるだけであり、その土地が貸付地として小作農に貸しだされる場合には、そこでは、資本制農業におけるように地代と貸付利率が土地価格を決定するのではなく、その逆に土地価格と貸付利率が地代を規定するものになる。土地価格が高い場合に、借地料が廉ければ、一方では土地の貸付が減少するのに他方では土地の借入は増加するから借地料は所与の貸付利率のもとで土地価格につり合うところまで騰貴せねばならない。従つて、この高い土地価格においてまたそれに対して支払われる利子において先取りされる借地料は土地価格が上昇すればするほど、そして貸付利率が高ければ高いほどともつと急激に、それらの上昇につれて騰貴する。

かくして「借地料はなんらかの他の諸関係のもとにおけるよりも遙かにより以上に利潤の一部を含み、また労働賃銀からの一控除分をさえも含む。借地料はこの場合にはただ名目的のみ地代なのであつて、労働賃銀及び利潤に対する独立の一範疇としての地代ではないのである。」<sup>(21)</sup>ただ、次のことは留意されておかねばならぬ。すなわち、土地価格の高騰が借地料の騰貴を促するのであり、その上、借地料の騰貴は地主と借地農の借地契約の変更によつてはじめて可能になるのであるから、現実には土地価格の高騰とそれに因る借地料の騰貴は同時には現われない。土地価格の高騰が借地料の上昇より先に進行し、従つて、土地の実際の売買価格は借地料を資本還元して算出した地価を上回っていることになるといふ点がそれである。

(19) 「資本論」前掲 P 三三二

(20) 「資本論」前掲 P 三二七

(21) 「資本論」前掲 P 三三〇—一

もし、土地価格が廉いのに借地料が高ければ、借地農は、土地借入から土地購入に指向を変えざるからすぐ借地料の低下が現われるだろう。しかし、分割地所有においては農民の小農地に対する需要が常に大きいから高い借地料に対する低い土地価格は一時的にしか存在しない。土地の購入と借入とをめぐるとこれらの動きは多くの自作農兼借地農を生みだす。農民には売買地価が相対的に低い時には土地を購入し、借地料がそうである時には、土地を借入する方が有利になるからである。

従つて、土地価格に對比して高い借地料が恒常的に存在するとすればすなわち、借地料を資本還元した地価より高い土地の売買価格が見いだされないのが常に普通のことであれば、それは分割地所有における本来の状態ではないし、最早、土地の購入と借入をめぐると農民の競争をもつては説明することはできない。この場合には土地を借入すること以外に能力を持たないような窮乏の恒常的状态にある農民を想定せねばならない。

このように窮迫せる農民は農産物価格が一般の農民にとつて肉体的最低限の生活を補償するにすぎないほど極端に低い場合か、あるいは借地料が極めて高額かつ高率である場合にしか考えることができない。ただ、分割地所有においては農産物価格のこのような極端な値下りは一時的あるいは例外的のみあり得るのだから、農民の恒常的貧困は、なんらかの力によつて借地料が恒常的に高額かつ高率に維持され、その結果、農民の所得が極めて貧弱になつている場合、すなわち分割地所有以外の場合にしか十分考えることはできない。

かくしてここでは、常に借地料を高額かつ高率に維持する力がなんであるかがすべてのかきめ手であり、従つてなによりも先にそれが解明され、かつ把握されることが必要である。土地の売買が分割地所有におけるほど発展した状態にないにもかかわらず、イギリス農業における搾出地代のごとき、高額かつ高率な借地料が成立する地主制がまさに想定されたこの状態なのである。そして常に借地料を高額かつ高率に維持しうる力は経済外強制以外のなものでもないのである。

ただ、この場合にも、農産物価格の水準が農民に帰属すべき利潤を生ぜしめるものであれば、経済外強制の力によつては、借地料は本

来の差額地代であるだけでなく、往々にしてその利潤の一部、更には利潤となお労賃相当分の一部をも吸収するのである。そして、農産物価格が利潤をその構成要素としうる水準になく本来的費用と労賃相当分だけが価格の構成要素である場合には、借地料は経済外強制によつて単に本来の差額地代であるばかりでなく、更に労賃相当分の一部をも吸収するであろう。従つて、借地料の源泉がなによりうるかば農産物価格形成の水準によつて左右されるのであり、このことは先に考察した分割地所有における場合と変ることはない。ただ分割地所有では借地料の源泉から実際に借地料を汲み上げる力は土地の購入と借入をめぐる農民の経済的競争であつたが、地主制ではそれと結合した経済外強制がその力であるということが相違するだけである。

### 三 商業的農業における経済外強制

周知のように、経済的發展の段階で生産者が彼の生活手段の生産に必要な生産手段や労働諸条件の単なる占有者にすぎない状態にある場合には、所有関係は同時に直接的支配と隷属の關係として現われざるを得ない。従つて直接生産者は明らかに非自由者である。この条件のもとでは名目的土地所有者は、彼の直接生産者に対する人的従属關係すなわち直接生産者の人的非自由と彼を土地に緊縛しておくこと、つまり経済外強制によつてのみ直接生産者から剰余労働を、あるいはまた剰余生産物を強取することができる。<sup>(23)</sup>

② 「資本論」前掲P二九八—九 三〇五

しかし、生産力的發展はこの経済外強制の姿を次第に変貌させてゆく。すなわち、生産力的發展が労働地代を成立させていた段階から生産物地代の段階にすすむと、直接生産者の剰余労働は、嘗つての様に「もはや領主またはその代理人の直接の監視及び強制のもとで行われる必要なく、むしろ……直接的強制に代る諸關係の力によつて、また鞭に代る法的規定によつて駆り立てられ、彼自身の責任において剰余労働をなさねばならない」<sup>(23)</sup>

③ 「資本論」前掲P三〇五

更に、商品生産一般の発達にもとづいて、農業にも商業的農業が展開されてくると、生産物地代に代つて貨幣地代が姿が現わしてくる

と、ていどのいかんや、具体的姿のいかんにかかわらず、直接生産者の人格的非自由と土地緊縛とは次第に消滅に向う。たとえば、地主制が成立する段階におけるイギリスの農業には領主の農民に対する身分的支配関係は基本的には消滅してしまつたといえようし、農民に対する土地緊縛もあるいはまた身分的な諸賦課も単なる遺制にすぎなくなつたといふことができる。また農民の土地保有が贖本土地保有にみられるように世襲・永久性を帯び、そして領主の認可を得れば保有地を自由に売買し、相続し、また貸しすることができるようになつてくる。

従つて地主小作関係においても、小作人の経済的地位がここでは次第に高まつてきている。それは地主と小作人相互の間には明確な契約が交わされていること、また保有地の売買によつて小作権が侵されなかつたということ、かなり長期の小作期間が支配的で小作権が安定していたということなどによつても明らかである。<sup>(24)</sup>だから商品生産の一定の発展段階を前提とする地主制は、農民の人格的非自由と土地緊縛とを必要とするものではないし、まして商業的農業の発展に逆つてそれらを維持することはできないということが明かになる。

④吉岡 前掲書 P 一〇六一—一九

だが、商業的農業の発展のこの段階では村落という共同体を規制する力が農民に対立する経済外の強制として存在しており、それが土地にはなく、今度は共同体に農民を緊縛している。農民は、人格的にもまた個々の耕地の所有に対しても自由になりつつあつたけれども、共同体から離れて農耕を続けることはできなかつたから、その意味で共同体の規制力からはまだ自由ではなかつた。このことは既述のように例えば開放耕地制度に生れたイギリスの地主制を想起すれば十分理解できることであるが、このことについて吉岡氏は次のようにいつている。

すなわち「イギリス地主制の下における領主権の内容を次の三つに要約することができるであろう。第一は、契約関係にもとづく封建地代<sup>(25)</sup>貨幣地代の徴収権であり、第二は、保有地とくに贖本保有地が領主の許可なしに譲渡された場合に発動される<sup>(26)</sup>ところの不動産差押権である。……第三は、村という共同体の規制を維持してゆく権限である。……当時の裁判所記録をめぐつてみると、いたるところに領主による共同放牧に対する違反者の処罰や、穀物播種期、収穫期の統制を見出すことが明らかであり、領主権は村全体としての、開放耕地制農業を維持する機能を果したのであつた。」<sup>(25)</sup>

かくして、地主制における商業的農業の發展段階では人格的非自由や土地緊縛としての經濟外強制は消滅しつつあつたが、共同体的規制による農民の共同体への緊縛がお經濟外的強制として存在したし、それは地主制にとつて必要なものであつた。ここでは農民が共同体を離れて独自に農耕を続けうる条件は十分成熟しきつてはいなかつたので、共同体規制の掌握者は實質的な農民の生存を掌握することができた。だから地主制と共同体規制の結合によつて、地主制はなによりもまず、高額かつ高率な小作料を普遍化することができたのである。まさにかつての封建領主のもつた經濟外強制ではなく、農民のあいだに形成される農村共同体的諸關係が地主制を支えたといふことができる。

例吉岡 前掲書 P 一一七—八

例河野健二 「市民革命論」 P 四五

商業的農業の進展が更にすすめば、農民が分割地で独自に農耕を営む条件は次第に芽生えてくるであらう。これはやがて共同体的規則を農村から払拭して、独立自營の分割地所有を成立させるだらう。だが、これを齎らす力が芽生え、かつ成長すればするほど、確立された地主制は共同体規制と強く結合するだらうし、あるいはそれを強化しさえするだらう。だから論理的には商品生産の進展が經濟外強制を最も本来的な人的非自由や土地緊縛から次第に共同体緊縛に変貌させてくるかぎりでは事はあるていど量的に進行するが、商業的農業が經濟外強制の最後の姿としての共同体的規制を否定する瞬間は質的転換の一瞬であるといふことができる。現実にはそれが市民革命である。この市民革命が激しく完全であればあるほど共同体的規制は完全に社会から姿を消す。かくして、商業的農業の一層の發展において貨幣地代は土地の自由な農民所有のもとのそれになるか、または資本制農業のもとのそれに導かれる。

だが、資本主義の後進国では、市民革命はイギリスやフランスのように完全には現われなかつた。それは「それは、第一に、世界資本主義の段階が進んでいることの結果として、資本家階級（ブルジョアジー）が急速に自己形成を行つて、自らの利害關係をはつきり認識したこと、第二に市民革命を展開することによつて、革命が資本主義そのものの打倒をめざす労働者の運動に転化することがおそれられたこと」の結果である。かかる場合の資本主義化は、一般的には、地主的土地所有と資本との結合として、いわゆる上からの近代化として進められる。だから、ここでは地主的土地所有は革命的には一掃されず、それは資本主義においてもなお残存する。それがいわゆる

上からの資本主義化におけるように資本と結合する時にはその残存は極めて強固でさえありうる。資本主義の後進国としての戦前のわが国においては、市民革命が完成されていなかつたことをはつきり否定することはできないし、従つて、戦前のわが国資本主義発達については前述のことを否定することはできない。むしろ、かかる視点からの考察が必要なのであり、北海道の地主制についても、勿論、そうである。

河野 前掲書 P 一〇

#### 四 北海道農業における価格形成

最初に述べたように前稿においては、北海道での地主制形成期の小作料の源泉は主として原生的地力と、農民の所得中の労賃相当部分であることが明らかにされたが、これまでの考察は北海道においてなぜそれらが現実小作料の源泉になり得たのかを説明するための論理的な手掛りであるということが出来る。従つて、更にこれらの論理的な手掛りに基いて、現実の分析がなされねばならない。

最初に、さらに地主制成立期の北海道における農産物価格の騰貴の傾向と、価格形成の在り方が検討されなければならない。北海道では開拓の進行につれて農産物の価格が漸時騰貴してきている(表1参照)。確かに、産業調査報告書が示すように、農業労働を日傭人夫以下の低労賃(附表1参照)で評価すれば利潤が成立することになる。(表2の第一次及び第二次収支参照)。このことは、一見、ここに

表1 小樽市場における農産物価格の変遷 (単位 円/石)

	小麦	大豆	小豆	菜種	大福豆
明治24年	5.933	4.876	6.136	-	-
同 26年	5.736	4.636	6.399	-	-
同 28年	4.950	4.988	5.963	-	-
同 30年	7月 -	6.750	8.325	8.000	-
	12月 9.000	9.000	9.000	8.150	-
同 32年	7月 7.050	8.600	10.100	7.450	-
	12月 7.100	8.150	9.050	11.000	-
同 34年	7月 6.000	6.200	6.390	8.140	-
	12月 5.290	5.460	6.670	8.700	-
同 39年	7月 7.940	9.400	11.850	-	9.520
	12月 8.610	7.920	10.140	14.120	11.500
同 41年	7月 8.590	8.240	9.890	-	13.210
	12月 9.560	5.530	9.120	10.500	13.100
同 43年	7月 9.800	8.650	11.800	11.200	18.100
	12月 10.000	8.300	10.850	13.300	16.100
大正元年	7月 12.250	10.500	17.350	13.850	16.400
	12月 11.800	10.100	16.500	12.600	12.900

北海道農会報 (Vol.2, No.16) 及び産業調査報告書 (農業倉庫) より引用

物 価 格 と 生 産 費 (価格は産地地元価格で明治41年—同44年の4カ年平均)

1-7=8 第1 取 支	9. 地 代	10. 流 通 資 本 利 子	8-(9 +10) 第2次 取 支	6. 馬 耕 賃	11. 修正労賃		2+3+4+5 +6+11=12 修正費用計		1-12 修正第1次収支	
					(A)	(B)	(A)	(B)	(A)	(B)
+ 4.300	6.320	.211	- 2.230	1.381	12.570	15.060	17.600	19.630	- 3.900	- 5.930
+ 2.210	2.500	.200	- .490	.625	6.900	9.940	9.923	13.012	- 2.322	- 5.362
+ 6.453	1.666	.136	+ 4.651	.417	4.855	6.975	6.328	8.448	+ 3.248	+ 1.128
+ 3.627	2.500	.200	+ 1.107	.625	6.425	9.250	9.392	12.217	- .592	- 3.417
+ 1.510	2.214	.171	- .801	.643	5.145	7.380	7.763	9.998	- 1.870	- 4.105
+ 1.186	.857	.069	+ .260	.214	2.520	3.680	3.589	4.749	- .464	- 1.624
+ 3.707	1.875	.156	+ 1.676	.469	4.655	6.715	6.392	8.452	+ .678	- 1.382
+ 4.858	2.500	.200	+ 2.338	.625	6.115	8.815	8.260	10.960	+ .870	- 1.830
+ 4.992	1.875	.156	+ 2.961	.469	4.650	6.710	6.498	8.558	+ 1.967	- .093
+ 5.867	1.875	.156	+ .836	.469	4.890	7.000	6.749	8.859	+ 2.651	+ .541
+ 5.557	2.141	.172	+ 3.244	.536	5.350	7.561	7.479	9.690	+ 2.021	- .190
+10.467	2.500	.200	+ 7.767	.625	7.440	10.070	10.430	13.060	+ 5.570	+ 2.940
+ 7.807	1.875	.150	+ 5.782	.469	5.160	7.425	7.009	9.274	+ 5.091	+ 2.826
+ 4.180	1.875	.150	+ 1.155	.469	5.160	7.425	6.906	9.171	+ 1.464	- .801
+ 2.991	1.200	.092	+ 1.699	.300	3.570	5.140	4.981	6.551	+ .644	- .926
+ 3.773	1.390	.133	+ 2.250	.500	3.261	4.690	4.570	5.599	+ 1.630	+ .601
+ 3.609	1.000	.080	+ 2.529	.250	2.235	3.200	2.903	3.868	+ 2.906	+ 1.131
+ 3.115	2.080	.200	+ .835	.750	4.859	7.000	6.678	8.819	- .178	- 2.319
+ 2.151	1.000	.096	+ 1.055	.360	2.565	3.695	3.537	4.667	+ .423	- .667
+ 4.529	1.875	.150	+ 2.504	.469	5.525	7.960	7.687	10.122	+ .788	- 1.647
+10.978	3.000	.240	+ 7.738	1.050	7.424	10.690	11.651	14.917	+ 6.091	+ 2.833
+ 2.764	.500	.040	+ 2.244	.050	1.955	2.680	2.751	3.476	+ 1.479	+ .754
+ 3.361	2.041	.200	+ 1.120	.625	4.290	6.090	6.240	8.040	+ .560	- 1.240
+ 1.509	.666	.053	+ .790	.167	2.755	3.965	4.103	5.319	- .303	- 1.519
+ 3.589	.857	.067	+ 2.665	.214	6.825	9.835	7.880	10.890	- .880	- 3.890
+ 3.743	1.141	.377	+ 2.225	.107	3.380	4.860	8.395	9.875	+ 1.605	+ .125
+15.941	2.000	.360	+13.581	.500	21.530	31.000	28.210	37.680	+ 1.790	- 7.680

資料もすべて同書から採られた。

2. 価格と生産費の關係は本来限界地において檢る。  
 3. 原表では「労賃」は1日労働男40銭女25銭馬1円50銭として評価されてい修正労賃」の算出では次の諸点が考慮された。(a), 原表の「労賃」には「耕馬賃」が含費用であるから正当に評価しなとして「修正労賃」に加えた。(c)「修正労賃(A)」は原表を「附表1」の算術平均値1円16銭7厘(男)1円167×25/40=.729(女)で評価しなその際実労働時間は「生産地=於ケル作物一反歩所要勞力表(産調報)」に基づいてい正労賃(B)」は「同(A)」では農耕期の実労働時間についてのみ賃銀評価がなされているの再生産という見地から農耕期の労賃で冬期非農耕期の雑労働・生活費をも賄ひうよ労賃(A)×293.20/207.31によつて「修正労賃(A)」を再修正したもの。293.20は「月別(産調報)」による「自家労働延人員」207.31は「實際所要労働延人員」である。費用計」及び「修正第1次収支」の(A)と(B)は「修正労賃」を(A)あるいは(B)によつたそれのものである。

表 2

## 北海道における主産地の農産

作物	産地	単位	1.	2.	3.	4.	5.	運搬費	労賃	費用計	
			単価	種苗費	俵装費	肥料費	施肥費				農具修繕費
水稲	旭川	石	13.700	.644	.145	2.300	.197	.559	.132	4.620	8.600
裸麦	旭川	石	7.650	.519	.224	1.238	.167	.466	.100	2.725	5.440
秋蒔小麦	旭川	石	9.575	.246	.225	.270	.112	.315	.083	1.887	3.138
春蒔小麦	網走	石	8.800	.414	.224	1.238	.167	.466	.104	2.560	5.173
大麦	岩見沢	石	5.893	.400	.114	1.061	.146	.400	.107	2.155	4.383
燕麦	岩見沢	石	3.125	.071	.200	.424	.057	.160	.057	.970	1.939
大豆	帯広	石	7.070	.183	.219	.516	.063	.350	.100	1.932	3.363
小豆	岩見沢	石	9.130	.142	.225	.687	.083	.466	.100	2.575	4.278
長鶉豆	帯広	石	8.465	.335	.225	.469	.063	.350	.100	1.930	3.472
金時豆	帯広	石	9.400	.346	.225	.469	.063	.350	.100	1.980	5.533
姉子豆	帯広	石	9.500	.382	.225	.536	.071	.400	.100	2.179	3.943
大福豆	倶知安	石	16.000	1.165	.133	.687	.083	.380	.075	3.010	3.533
青豌豆	倶知安	石	12.100	.337	.225	.468	.063	.350	.100	2.750	4.293
赤豌豆	倶知安	石	8.370	.234	.225	.468	.063	.350	.100	2.750	4.190
玉蜀黍	倶知安	石	5.625	.030	.223	.634	.080	.224	.088	1.355	2.634
蕎麦	帯広	石	6.200	.026	.139	.333	.056	.311	.067	1.495	2.427
粟	倶知安	石	4.999	.126	.105	-	-	.187	.060	.912	1.390
稗	室蘭	石	6.500	.020	.133	.500	.086	.416	.125	2.105	3.385
菜種	江差	石	4.000	.024	.124	.240	.040	.224	.072	1.125	1.849
亜麻	網走	石	8.475	.040	.375	.928	.013	.350	.100	2.140	3.946
薄荷	狩太	1反	17.750	.782	.350	1.485	.200	.560	.140	3.255	6.772
荳蔻	野付	牛斤	4.230	.125	.113	.248	.033	.260	.010	.677	1.466
馬鈴薯	長万部	石	6.800	.033	.325	.500	.083	.467	.075	1.956	3.439
大根	岩見沢	100本	3.800	.600	.227	.330	.044	.124	.100	.966	2.291
玉葱	篠路	1000斤	7.000	.228	.028	.425	.057	.160	1.000	1.513	3.411
甘藍	札幌	1000斤	10.000	1.000	2.714	1.114	.157	.080	.100	1.092	6.257
	札幌	1000斤	30.000	.107	1.400	4.300	.333	.373	1.866	5.680	14.059

1. 本表は産業調査報告書（農業経営）の「作物主産地一反歩収支計算表」に基づき、討されるべきであるが、ここでは、資料の関係上、主産地の上等地においてなされている。4. 「第1次収支」「第2次収支」は原表に忠実に従つて算出された。5. 「まれているので、これを分離した。(b), 原表の「施肥費」「運搬費」は実質的には労働の「労賃」にしたもの。(d)「修で、労働力うに「修正労力調査表6. 「修正ぞれの場合

附表1 諸職工等賃金（北海道庁統計書から引用）（於旭川町）

	木挽職	大工	左官	家根職	石工	鍛冶職	農作日産	男	同女	日雇人夫
明治41年	1円000	1.233	1.500	1.500	1.500	0.933	0.500	0.350	0.566	
同 42	1.000	1.067	1.300	1.100	1.033	0.933	0.513	0.325	0.600	
同 43	1.400	1.017	1.233	1.333	1.467	0.867	0.500	0.333	0.550	
同 44	1.033	1.033	1.333	1.200	1.500	0.687	0.528	0.330	0.571	

は資本制農業成立の前提としての商業的農業が成熟しているようにみせる。しかし、この農産物価格の騰貴は資本制農業が成立するため一時期として経過せねばならぬような著しい価格高騰ではない。

このことは前稿において検討したように、北海道の地主制形成期には、農民的商品生産のブルジョワ的發展の萌芽がすぐ歪曲されて土地寄生に転向していることから明らかであるが、更に、表1において価格高騰の最もすすんでいる明治末期における農産物価格は、実際に、優等地においてさえも極く小数の作物をのぞいては労賃部分すら十分に補償していないことが明確に把握される（表2の修正第一次収支参照）からである、このことは表2の日傭人夫以下に評価されている低廉な農業労賃の評価を当時の諸職工など賃銭によつて修正するとはつきりしてくる（表2参照）。ただこの表の農産物単価は、明治四三年以後の恐慌期のものを一部含んでいるが、しかし、北海道の地主制形成期における商業的農業では、一般に農産物価格の形成要素が明らかに本来の費用と労賃部分であり、利潤はそれに含まれないということをはつきり示している。従つてすでに理論的考察において明らかにしたように、当時の北海道農業における商品生産では小作料の源泉を必然的に農民の所得中の労賃相当部分の一部でなければならぬことを示している。そして、すでに前稿で示したように地主制形成期の北海道農業では実際にその労賃相当部分の一部が小作料に含まれていたのである。ただ、農産物価格が生産価格の水準に達していないということ、まして資本制農業が成立する余地はまつたくないということについては次の点が留意されておく必要がある。

すなわち、「この形態（資本制農業の形態……筆者註）は、封建的生産様式から資本主義生産様式への移行に際して、世界市場を支配する諸国においてのみ、一般的定則となり得る」<sup>(28)</sup>のであり、北海道でかく在つたのは後進国としてのわが国資本主義發展の在り方の必然の結果だといわねばならないし、従つてここで説明した低い農産物価格の必然性もこの視角から考察されるべきものである。

#### ㊦「資本論」 前掲P三二三

かくして、地主制形成期の北海道で、小作料の源泉が、本来の差額地代としての原生的地力ばかりでなく、農民の所得の中の労賃相当分にも求められねばならなかつたのは、当時の農産物価格の形成が低い水準にあつたことの必然の結果であるといわねばならない。ではこれらの小作料の源泉から実際に小作料を汲み出した力はなんであつたのか。それは主として小農地の取得をめぐる農民の激しい競争として把握すべきものであつたのか、それとも共同体的規制を中心とする経済外強制がそれであつたのか。

北海道においても、地主制が形成される明治末期にはすでに前稿の「補論」で指摘したように耕地の売買がかなり見いだされる。いまそれによれば札幌・岩見沢・旭川など十二の登記所で調査した耕地の売買件数とその面積は次のごとくである。

〔畑〕

三〇町歩以下

三〇町歩以上

明治四三年

六、六一五件

二四、八六〇町

一二件

一、二〇九町

同 四四年

六、八六三件

二五、二五四町

二四件

七、七三二町

〔水田〕

五町歩以下

五町歩以上

明治四三年

二五八件

二九三町

一一三件

三三一町

同 四四年

二九七件

四〇七町

一六件

一九五町

しかし、これによつても明らかなように、土地の売買は小地積のものが極めて多いといえる。例えば、畑においては三〇町歩以下のものが圧倒的に多く、全売買面積の九五%以上を占め、しかもその一件当りの平均売買面積が僅かに三・七町にすぎない。この小地積の土地の売買については産業調査報告書(第一巻)は「登記所ニ就テ聞ク所ニヨレハ小地積ノモノハ売買形式ヲ蹈ムト雖トモ其際ハ一種ノ土地抵当ニシテ売買ノ形式ヲ蹈ミテ金ヲ借入スルモノ其多数ヲ占ムト故ニ十一月乃至十二月ノ金融切迫ノ際ニ至リテ此種ノ売買甚タ多シト云フ」と述べている。

確かに、季節別に明治四四年の土地売買件数を検討すれば、その時期に多いといふことができる(表3参照)。これらのことは、当時の北海道における土地売買は農民の土地取得をめぐる激しい経済的競争の結果であるよりは、むしろ農民の貧困の結果のものが多くことを示している。そして、既述のごとき農産物価格の低廉性のもとでは農民が土地買却の主役になりえても土地購入の主役にはなりえないことは当然である。

当時の北海道における金融市場の貸付利率が都市では低く、地方では高い(表4参照)ことはこの土地売買の性格を更にはつきりさ

登記所	1月 ～3月	4月 ～6月	7月 ～9月	10月 ～12月	計
札幌	386	371	247	464	1,468
岩見沢	266	178	123	423	990
月形	57	27	12	73	169
深川	266	165	81	323	835
旭川	521	409	293	759	1,982
名寄	294	219	220	607	1,340
帯広	233	120	155	377	885
余市	94	32	54	163	343
倶知安	74	31	48	151	304
森	68	61	37	54	220
江差	310	227	178	295	1,010
計	2,569	1,840	1,448	3,689	9,546

産業調査報告書（第一巻）より引用

せる。すなわち貸付利率のかかる状態では、土地の売手となるのが原則として農民であり、買手となるのが原則として農民よりも経済力の大きな地主や商人でなければならないのである。

先に検討したように当時の北海道における農産物価格形成の水準は低いので、農民の土地購入資力は多くの差額地代を獲得しうる農民をのぞいては元来極めて貧弱であるといわねばならない。その上、農民が主に依存する地方金融市場の貸付利率が高ければ、農民の土地購入資力は更に貧弱になるであろう。他方、農民より経済力の大きい地主や商人は容易に貸付利率の低い都市や中央の金融市場を利用することができるから、土地購入資力がそれだけ農民より大きくなる。これは土地の売買市場では農民よりも地主や商人が買手として現われやすいということを意味する。かくして産業調査報告書が小地積の土地売買は売買形式を装った一種の土地を抵当とする借金であつたと指摘していることは十分理解できるし、またこの

土地市場に現われる買手は農民であるよりむしろ経済力の大きな地主や商人であることも想定しうるのである。

従つて、われわれはこれらの考察によつて当時の北海道では農民の間に土地購入をめぐる激しい経済的競争が存在しなかつたと結論せざるを得ない。実際に都市近辺などの特別な地域を除けば、小作料を資本還元した算定地価は実際の売買地価にほとんど一致するのであり、そこにはすでに理論的に考察したような売買地価が算定地価を上回り、従つて小作料を引き上げているという状態を見出すことはできない（表5参照）。

このことは少くとも、この時期には土地取得をめぐる農民の激しい競争を想定しえないことを端的に示すものである。しかも先述の検討、すなわち農産物価格の形成は、北海道に商品生産が展開されて以来、当時までは決して利潤を生じうるような高い水準にあつたとす

表 4

## 地域別銀行貸付利子

	明治39年		同 41年		同43年12月		大正元年12月		
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
札幌	北海道拓殖銀行	133	083	120	080	102	091	090	065
	北海道銀行札幌支店	144	108	128	102	102	066	102	077
小樽	拓銀小樽支店	119	097	120	099	110	058	085	085
	北海道銀行	126	090	120	091	102	091	110	090
函館	拓銀函館支店	115	083	117	077	100	051	091	069
旭川	拓銀旭川支店	118	118	120	110	120	080	090	065
	糸谷銀行旭川支店	180	090	183	091	164	191	140	090
岩見沢	道銀岩見沢支店	144	108	162	110	128	128	120	120
滝川	糸谷銀行滝川支店	180	115	202	135	162	128	156	108
深川	糸谷銀行深川支店	180	133	-	-	-	-	150	100
余市	道銀余市支店	180	108	183	110	128	110	128	128
岩内	岩内支店	162	126	164	128	117	110	110	110
磯谷	磯谷支店	180	126	110	110	135	080	100	080
室蘭	室蘭支店	162	090	183	091	110	073	110	100
浦河	根室銀行浦河支店	182	109	183	124	153	139	156	146
帯広	帯広支店	175	110	183	128	146	128	164	146
網走	網走支店	212	110	183	146	162	130	173	151
根室	根室銀行	135	110	146	073	120	102	127	109
増毛	道銀増毛支店	180	101	146	100	110	084	110	110
寿都	寿都銀行	182	080	175	110	146	110	152	100
釧路	根室銀行釧路支店	153	110	146	110	124	110	128	095

## 北海道庁統計書より引用

することはできないこと、また、圧倒的に多い小地積の耕地の売買の多くは売買形式を装った土地抵当であったこと、更に当時の地方銀行の貸付金利は都市のそれより高利であったこと、従つて当時の北海道では、それ以前もそうでなければならぬこととに因つて、嘗つて、それ以前には土地取得をめぐる農民の激しい経済的競争があつたのだとすることもできない。北海道では、明治末期の自作農家は、はなはだ少く、全農家に対する比率が僅かに、一二〜一四%であつたこと（前々稿表2参照）。「資本主義と農業」第4表によれば当時全府県平均のそれは約四〇%）は、理論的考察で明かにしたところに従えば、このことの結果であると理解せざるを得ない。

だから、われわれはどうしても当

表 5

## 耕地の実際の売買価格と算定地価の比較

税務署		札幌	空知	上川	小樽	檜山	室蘭	浦河	
(水田)	明治39年	標準地名	札幌<北八条 円	角田村 円	当麻村 円	余市村 円	北村 円		
		売買価格	40.00	20.00	36.00	30.00	22.50		
		算定地価	最高 22.20	37.00	44.50	51.50	35.30		
			最低 13.90	27.80	33.90	42.00	27.40		
	同 41年	標準地名	札幌<北八条	角田村	当麻村	余市町	北村	虻田村 円	
		売買価格	40.00	50.00	40.00	50.00	25.00	30.00	
		算定地価	最高 54.50	47.50	45.70	25.40	32.50	31.10	
			最低 36.40	31.70	41.70	20.80	25.30	15.60	
	同 43年	標準地名	札幌<北八条	角田村	当麻村	余市町	泊村	虻田村	静内村 円
		売買価格	38.00	40.00	50.00	50.00	25.00	27.00	25.00
		算定地価	最高 64.00	48.40	62.40	39.70	24.20	39.00	17.00
			最低 57.00	38.80	41.60	21.20	22.70	25.90	15.20
大正元年	標準地名	手稲村	角田村	当麻村	余市町	泊村	虻田村	静内村	
	売買価格	60.00	40.00	71.00	52.00	25.00	40.00	25.00	
	算定地価	最高 100.00	58.40	92.40	27.30	24.10	56.50	16.20	
		最低 72.00	58.40	66.60	27.30	24.10	51.25	14.30	
(畑)	明治39年	標準地名	当別村 円	三笠山村 円			北村 円	伊達村 円	
		売買価格	25.00	30.00			4.52	7.20	
		算定地価	最高 17.20	25.90			8.70	12.00	
			最低 12.90	19.40			6.70	6.70	
	同 41年	標準地名	当別村	三笠山村	比布村 円	小樽区 円	北村	伊達村	
		売買価格	25.00	30.00	15.00	100.00	5.00	7.50	
		算定地価	最高 35.60	29.40	22.80	30.40	10.90	11.80	
			最低 23.80	19.30	20.80	25.00	8.40	5.90	
	同 43年	標準地名	当別村	三笠山村	比布村	小樽区	久遠村	伊達村	
		売買価格	24.00	25.00	30.00	110.00	10.00	7.00	
		算定地価	最高 31.30	29.40	31.20	51.40	17.60	14.80	
			最低 28.00	23.50	20.40	27.40	16.50	9.90	
大正元年	標準地名	当別村	三笠山村	比布村	小樽区	久遠村	伊達村	荻伏村 円	
	売買価格	35.00	25.00	30.00	124.00	10.00	35.00	10.00	
	算定地価	最高 44.00	29.70	38.50	35.30	9.35	26.70	8.90	
		最低 31.90	23.80	27.80	35.30	9.35	24.30	7.92	

1. 本表の数値はすべて北海道庁統計書から採用された。
2. 算定地価は(小作料-地租)/銀行貸付利率によつて算出された。
3. 銀行貸付利率はできるだけ地元のものを用い、その中でも拓銀のものを用いた。

時の北海道における、小作料の主要な源泉の一つとしての農民の所得中の労賃相当分から、実際に小作料を搾り出したのは農民の土地購入と借入をめぐる経済的競争であつたとはできないのである。どうしても、それ以外の力が小作料源泉から実際に小作料を搾り出したのだとしなければならぬ。そして、その小作料を地方銀行の貸付利子で資本還元した算定地価が実際の売買地価とほとんど一致することになつたのである。このことは当然に各地の商人資本が耕地の購入に進出して、釣り合う状態であつたことを示している。前稿に明らかにした商人資本の耕地集積への参加の可能性もまたこうして生れてたのである。

かくして、小作料源泉から実際に小作料を搾り出した力が農民の土地取得をめぐる経済的競争以外のものとして把握されねばならないことになる。理論的考察は地主制では共同体的規制を中心とする経済的な力にそれを求めねばならぬことを明らかにした。従つてわれわれもまた地主制形成期の北海道においてそれを検討してみなければならぬ。

## 五 北海道農業における経済外強制

開拓の歴史の浅い当時の北海道には、府県におけるように多年の因襲に基く身分的隷属や、多年の歴史を有する村落共同体的諸規制を見出すことは極めて困難である。しかし、稀には小作人に対する地主の農耕上及び生活上の保護によつて人格的従属関係が一つの社会的慣習として形成されている場合を見出すことができる。例えば次のごとくである。

すなわち「網走支庁管内上湧別地方ニテハ小作人へ家屋耕馬食費種子等ノ給与ヲ受ケ其ノ報酬トシテ農閑ノ時期地主ノ家事用ヲ手伝スルノ例アリ俗ニ之ヲ『作リ子』ト称ス然レトモ此慣行ハ年々減少スルノ傾アリ」と。<sup>(29)</sup>

産産業調査報告書 第五卷農地管理 P 一一二

しかし、府県における高額高率小作料を北海道に移殖するためにも、あるいはまた、北海道に新たに高率小作料を生みだすためにも、ここには、人格的従属関係よりはとに角本格的な共同体的規制が設けられねばならなかつた。それはまずい、いわゆる小作制大農場などの規模の比較的大きな小作制農場に設けられた。大きな農場では小作農を掌握する確かな方法が特に必要であつたからである。

すなわち「小作人取締規則・小作心得書・農場規則・移住小作人規則・開墾小作人規程などの名称を帯びた」<sup>(30)</sup>小作規則や伍組的な下部

組織を中心とする小作人管理統制体系の設定がそれである。それらの設けられた農場の小作農は、それらによつて農場に緊縛され、そして農場の全般的統制の下におかれていたのである。すでに明らかにしたように農産物価格の低い当時の北海道では、特別に有利な土地における極少数の小作農以外には、土地を購入して自由な自作農に発展する余地はほとんどなかつた。だから、一般に小作人がかかる農場で小作農であるためには、それらの規制から自由に離れることはできなかつた。もし、小作農がそれらの規制に服さなければ、彼は地主によつて退場を命ぜられるか、それとも彼自身が農場から逃亡する以外には途はなかつたのである。

かくして、それらは、まさに、その農場内での共同体的規制の役割を果していたということができるのである。しかし、それはわが國が資本主義への途を歩みはじめてからのことであつたから、成文化され、近代的に粉飾されてはいた。更にまた、これは社会的秩序の全面を覆うものではなく、個々の農場内にしか規制力を持たなかつた。だから、この共同体的規制力は一國の政治的支配力とは直接には結合してはいなかつた。しかし、その農場内で小作農が小作農であるためには、いわゆる経済外的な強制としてのこの共同体的規制に服せねばならなかつた。だからこそ、地主はかかる共同体的規制力の維持者となり、それによつて小作料源泉から、實際小作料を取得することができたのである。

脚 小林已智次「農業契約の特質と進化」社会政策時報 昭和一四年一月 P 二六六

創設された小作人管理統制体系の典型は、例えば著名な小作制大農場である蜂須賀農場の「蜂須賀農場小作規程（明治三四年一二月一日）」と「田小作規程（同三五年六月三日）」の設定及び水田地帯での用水組合と畑作地帯での一般組合の設立にすることができる。この規定には小作農を農場の共同体的規制の下におくための・小作農の資格・農作業上の諸規定及び小作農の生活一般についての厳密な規定がある。すなわち以下のごとくである。

「第五条 田区ヲ劃スルハ単ニ自然ノ高低曲折ニ一任スヘカラス能ク土地ノ狀況ヲ計リ区劃ヲ広潤ニシ可成上層壤土ヲ一畝取片ケ地盤ノ凸凹ヲ澹渡シ方形又ハ長方形ニ仕立テ底打チ堅メ壞土ヲ復旧シ畦畔ヲ町嚙ニ造リ且一區ノ田区ハ勉メテ一反歩以上トナスヘシ

但シ地勢上止ムヲ得サルカ又ハ特別ノ事情アルモノハ五畝歩迄縮少スルヲ得

第八条 用水ノ供給ハ限リアレハ田地底固メ及畦畔造り方ハ一ニ事務所ヘ申出指揮ニ從フヘシ又肥料ハ種類施肥ノ多寡等ハ土地ノ肥背

ニ至大ノ關係アレハ之亦事務所ノ指示ヲ遵守スヘキモノトス（以上田小作規程）

第十三条 小作人ハ誠実ニシテ農業ヲ勵ミ農場及村内共同ニ係ル義務ヲ缺カサルノミナラス一致親睦ヲ旨トシ彼我ノ幸福ヲ増進スルコトニ勉メ且ツ左ノ事項ヲ確守スヘシ

一、喧嘩口論スヘカラス

一、博奕スヘカラス

一、猥りニ集會シテ酒宴ヲ開クヘカラス

第三十一条 小作人ハ徳義ヲ重シ勤儉質素ノ美風ヲ養成シ苟モ奢侈放逸ノ行アルヘカラス（以上小作規程<sup>(4)</sup>）

そして更に「組合」はかかる「規程」の実施機関であると共に、小作人管理統制体系の下部実行機関であつた。すなわち

「第三十八条 農場内整理ノ為メ小作人ハ最寄り二戸乃至十数戸ヲ以テ組合ヲ為スヘシ

前項ノ場合ニハ組長一人ヲ置キ組長ハ組合内共同ニ係ル用務ヲ弁シ事務所ノ通達ハ之レヲ組合ヘ通知スヘシ

第三十三条 天災地変疫病其他ノ災厄ニ遭遇スルモノアルトキハ組内互ニ救助シ殊ニ耕種ノ季節ヲ失スル如キコトナク農事ヲ渋滞セシムヘカラス

ムヘカラス

第三十二条 冠婚葬祭等ハ組内互ニ弔慶スヘシ然レトモ能ク其処分ヲ守リ苟モ華美ニ流レ虚礼ニ失スル等ノ事アルヘカラス

第四十三条 組長ハ常ニ組合員ノ行為ニ注意シ其勤怠ヲ勸察シ農場諸般ノ利害ニ関シ事務所ノ諮問ニ応ジ組合員ノ意見ヲ通スヘシ（以上小作規程）

上小作規程）

第二十五条 小作人ハ第一乃至第四支線用水灌漑区域毎ニ一箇以上ノ組合ヲ作り必ス之ニ加入スルノ義務アルモノトス

第四十三条 組内ノ小作人ハ伍長ノ指揮ニ従ヒ用排水路道路路田ニ関スル諸事ヲ行フモノトス（以上田小作規程<sup>(3)</sup>）

かかる小作人管理統制体系の下部組織としての組合は大正中期には用水組合が「組合数二十」<sup>(3)</sup>一般組合が「組合数ハ七十有余組」<sup>(3)</sup>に達していた。

④、⑤北海道立農業研究所「北海道における小作制大農場の歴史（資料篇）」P三三五―四六

例、北海道庁産業部「北海道ニ於ケル農場経営ノ実例」P四三

このような農場の共同体的規制としての小作農管理統制体系は前述のような典型的小作制農場にばかり見出されるものではないし、また、前述のような形でのみ見出されるものでもない。地主が部落民に卒先して部落規約や部落下部組織としての「組」を設けて部落の共同体的規制を創設する場合もある。例えば釧路国厚岸郡厚岸町村林謙吉氏所有の「尾幌農場ハ去ル明治三十三年春始メテ六十戸ノ農業者ヲ移住セシメ……目下ハ百七十有餘戸<sup>(35)</sup>」の農場であるが、農場主村林謙吉氏は農場所在地の尾幌部落に、卒先して「尾幌部落規約」及び敏内組等七組を設けるのである。「尾幌部落規約」を抜萃してこれを検討すれば次のごとくである。

「第二条 前条区域内ニ一ヶ年以上一戸ヲ構ヘテ住居シ町税ヲ負担セル者ハ総テ本規約ニ服従スル義務アルモノトス……略

第三条 当部落ハ互ニ親愛ヲ旨トシ一致協力部落ノ発達各個ノ福利ヲ期シ自治独立ノ村落ヲ組織スルヲ以テ目的トスヘキコト

前項ノ目的ヲ達スル為メ各担当区世話人ヲ設ケ左ノ事務ヲ取扱フモノトス

一衛生 二風紀 三教育 四土木 五勸業 六納税 七兵役 八共有財産 九社寺 十警備 十一墓地

第四条 世話人ハ総代人ノ指揮ヲ受ケ左ニ掲クル治務要領範圍内ニ於テ各自熱心誠実ニ任務ヲ行フモノトス從テ部落居住者ハ其ノ指揮監督ニ服従シ且奨励助誘誠告ニ応スヘキ義務アルモノトス

四 勸業世話人ハ農事牧畜ノ奨励及改善並ニ副業ノ研究ニ尽力シ試作所ノ指揮監督ニ従事スルコト

第六条 当部落ヲ敏内組・上ノ組・中ノ組・下ノ組・中ツ組・ヲタコツパウシ組・工場組ノ七組ニ分チ各組ヨリ任期ヲ二ヶ年トシ組長一人宛ヲ選出ス

第七条 総会又ハ組長会決議ノ事項ヲ執行シ若クハ部落ヲ代表スル為総会ニ於テ部落惣代人三人ヲ選舉ス……略

第十条 土地關係部落ノ統合上決議事項中財産ノ処分及其ノ他重要ニ属スルモノハ総テ農場事務所ノ同意ヲ得ルニ非サレハ執行スルコトヲ得ス

第十一条 部落居住者間ノ死亡其ノ他輕微ノ慶弔儀禮ニ関シテハ各組限リ交換シ火災若クハ非常ノ窮難ニ罹リ又ハ重大ノ吉凶事故ニ遭遇セル者アルトキハ全部落ヲ以テ救済ヲ為シ又ハ慶祝ヲ表スルコト

尾 幌 事 務 所

村 林 謙 吉

外 若 干<sup>(36)</sup>

④、⑤農商務省農務局「地主ノ農事ニ関スル施設事例(大正五年六月)」P 一―六

また、石狩国上川郡旭川町小林直三郎氏所有の旭農場のように「場主小林直三郎氏ト小作人トノ間ニ仁里会<sup>(37)</sup>」なる組織及び「仁里会規則」を設けて、地主が小作農間の共同体的規制を維持する場合もあつた。「旭農場ニ於テハ……小作人ハ何レモ明治二十七年以來此ノ農場ニ土着シ……現今戸数百六十五戸……水田百二十町畑二百余町ニ達セリ」。「仁里会事業概要」<sup>(38)</sup>によりこれを検討すれば次のごとくである。

「一 耕馬及改良農具ノ共同購入ノ方法ヲ定メ之ニ要スル資金ヲ小作人ニ貸与シ以テ馬耕及改良農具ノ使用ヲ奨励ス

二 小作人ノ生産物ハ総テ同農場ノ倉庫ニ預託シ共同販売ヲナス

三 肥料ノ共同購入ヲナス

五 小作人ニシテ農事ニ功勞アルモノニハ賞品ヲ授与シテ之ヲ表彰シ又風紀ノ改善ニ付テハ仁里会規則ニ於テ蔽ニ飲酒賭博等ヲ戒メ勤儉ヲ奨メ水火疾病等ノ災厄ニ備フル為ニ相互救済ノ方法ヲ講ス<sup>(39)</sup>

④、⑤、⑥農務省農務局 前掲書 P 二三四

かくしてわれわれは開拓の日浅い当時の北海道では、比較的大きな小作制農場において小作規則や伍組的な「組」の設定によつて明らかに、農場内を支配する共同体的規制が創設されていたことを認めうるのである。理論的考察で明らかにしたように、地主制の成立にとつて必要な経済外強制は要するに共同体的規制なのであり、それをここに見出すのである。だから小作料源泉の主要な一つである小作農の労賃相当分の一部から実際に小作料を吸い上げる力をここに求めざるをえないのである。

比較的大きな小作制農場において、前述の共同体的規制によつて高率小作料が維持されている態で状は、他の農場一般においても、やはり、これと質的に同じ機構によつてあるいは、この機構に便乗して高率小作料を搾り出していることが想定される。すでに考察したように、当時の北海道では、土地取得をめぐる農民の激しい経済的競争が存在しなかつたにもかかわらず、高率小作料が存在したのだから、大規模な小作制農場以外の農場においても、なんらかの形の共同体的規制力を持つ経済外的な強制を利用して、それを搾出したとしなければならぬし、あるいはまた、小作制大農場に共同体的規制力によつて高率小作料が成立すると、その一般化される傾向ができて小さな農場では、直接なんらかの共同体的規制を維持しなくても高率小作料を設定しえたことができるからである。また、他の農場一般においてもやはりかくして、高率小作料が成立していなければ、既述のごとき明確な小作人管理統制体系によつて、地主が実質的に共同体的規制を維持することは不可能であるはずだからでもある。

かくして、小作人はこのような地主の維持する共同体的規制の下に在つたから、小作が地主と結ぶ小作契約の絶対的多数が書面契約であつたといへ、それは「小作規則の優位の下に、まつたくその統制に服しているのであつた。」<sup>(43)</sup>「稀には小作規則をもたない農場もあつたが、夫の場合には小作契約書の中にこれに代る条項を含んでいた」ので、小作契約はまさに「地主の一方的御都合主義に墮し小作人の権利は非常に薄弱であつて、双務契約的色彩に乏しい」<sup>(44)</sup>ものであつた。従つて、当然、次のごとき地主専制の諸場面さえ見ることができるのである。すなわち「ロ米・込ミ米・サシ米などの……封建遺制的慣行」<sup>(45)</sup>や「空知支庁管内由仁村ニアリテハ此等ノ農業資本トシテ最高二十円最低五円普通十円ヲ給与ス但シ此場合ニハ畝下年限ヲ縮少スルノ例アリ」といふごとく「地主ノ小作人ニ対スル保護ノ程度如何ニヨリ其(畝下…筆者註)年限ニ影響スルコトアル」<sup>(47)</sup>場合、「又(種子・農具・小屋掛料・牛馬などの資金として……筆者註)一戸五十円以上百五十円ナル巨額ノ金円等ヲ貸与シ相当ノ利子ヲ附シ返還セシムル定メアルモノモ勘カラスコハ地主カ一種ノ貸金業者的行爲ヲ為スモノト看做シ得ヘク……往々耳ニスル小作人ノ逃走ノ如キ其原因ノ一ハ地主ヨリ多大ナル資金ノ融通ヲ受ケ償還ノ途ナク遂ニ其農場ヲ返去スルノ止ムナキ次第ニ陥ルカ如シ」といふ場合、あるいは地主が「土地ノ使用制限ニ於テ作物例ヘハ亜麻蕎麥作ヲ嚴禁セルカ如キ又過燐酸石灰ノ増施ヲ禁セルカ如キハ穩当ナラス……作物ノ栽培ヲ絶対ニ禁止スルカ如キハ聊カ自由ヲ束縛スルノ嫌ナキニアラス」といふ<sup>(48)</sup>場合、更に「小作料ノ滞納ノ処分ニ関シ極端ナルモノニアリテハ強制執行ヲ為スカ或ハ小作人ノ宅ニ至リ掠奪的ニ物品ヲ採来ルカ如キモ



第に他の前提である共同体的規制と矛盾するものとなる。商業的農業の発展がやがて共同体的規制として残存せる経済外的な強制を払拭するものであることはすでに理論的考察で明らかにしたところである。かかる意味において地主制は本来的には互に相矛盾する商業的農業と共同体的規制として残存せる経済外的な強制という二つの前提の上になり立つまさに歴史的な存在であり、やがて商業的農業の発展によつて消滅し、やがて分割地所有にその位置を譲るべき存在である。

本来、資本制生産以前の段階で成立すべき地主制が明治期に北海道で形成されたのは、わが国資本主義の特殊性の結果である。従つて北海道において地主制がいかに具体的な姿で発生し、成長し、そしてやがて消滅していつたかは先述の二つの前提がわが国資本主義発展の特殊性のもとでいかに成立し、成長し、やがて互に相矛盾するものとなるかという、換言すればわが国資本主義の発展がいかなる特殊性のもとに成立し、発展してきたかという問題視角からのみ明らかにされるものである。そして、更にこれが追求されねばならぬ。